

## 告 示

### 埼玉県告示第八百九十号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

令和四年九月二日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域  
別図のとおり（埼玉県戸田市笹目五丁目三十六番一の一部、大字下笹目字西原五千百七十二番一の一部、大字美女木字下前原五千五百八十番一の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物、一・二・ジクロロエチレン並びにトリクロロエチレン
- 三 土壤汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類  
砒素及びその化合物
- 四 土壤汚染対策法施行規則第五十八条第五項第十号に該当する区域  
別図のとおり（一の区域と同じ）

